

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和6年12月10日（火）

開会 午前10時00分

閉会 午後 1時43分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝

川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子

内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 小 平 啓 佑

大 浦 兼 政 針 谷 育 造 大 谷 好 一

坂 東 一 敏 小久保 かおる 青 木 一 男

針 谷 正 夫 氏 家 晃 福 富 善 明

福 田 裕 司 中 島 克 訓 大阿久 岩 人

関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

主 査 村 上 憲 之 主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生 活 環 境 部 長	茅 原 節 子
保 健 福 祉 部 長	首 長 正 博
こ ど も 未 来 部 長	小 川 稔
市 民 生 活 課 長	阿 部 有 子
交 通 防 犯 課 長	高 久 一 典
保 険 年 金 課 長	臼 井 司
環 境 課 長	福 田 欽 也
ク リ ー ン 推 進 課 長	成 瀬 友 久
人 権 ・ 男 女 共 同 参 画 課 長	渡 辺 由 夫
福 祉 総 務 課 長	田 中 典 行
福 祉 総 務 課 主 幹	江 田 曉
障 が い 福 祉 課 長	鈴 木 正 之
高 齢 介 護 課 長	寺 内 均
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長	松 本 佳 久
健 康 増 進 課 長	毛 塚 裕 子
子 育 て 総 務 課 長	大 塚 清 孝
こ ども 家 庭 セ ン タ ー 所 長	神 長 利 之
保 育 課 長	江 面 健 太 郎

令和6年第4回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和6年12月10日 午前10時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第103号 工事請負契約の変更について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）
- 日程第 2 議案第108号 指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）
- 日程第 3 議案第109号 指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）
- 日程第 4 議案第110号 指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）
- 日程第 5 議案第111号 指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）
- 日程第 6 議案第 97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）（所管関係部分）
- 日程第 7 議案第 98号 令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 8 議案第 99号 令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第100号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第101号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第11 請願第 4号 交通信号機存続に関する意見書の提出を求める請願

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第103号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第103号 工事請負契約の変更について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまご上程いただきました議案第103号 工事請負契約の変更について（とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事）につきましてご説明させていただきます。議案書につきましては7ページ、また議案説明書につきましては6ページから9ページでございます。

なお、本議案の請負契約の変更につきましては、11月22日、議員の皆様には情報を提供させていただいたものでございまして、賃金水準及び物価水準の変動、これをスライドと申し上げますが、これによるものでございまして、本市工事請負契約第27条第1項から第4項のスライド条項の適用に基づく契約金額の変更でございます。

それでは、恐れ入ります、初めに議案説明書により説明させていただきます。議案説明書6ページをお開きください。提案理由であります、令和4年第7回栃木市議会定例会において議案第132号として議決を経たとちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事請負契約、契約の相手方、エクシオグループ株式会社の内容の一部に変更が生じますので、議会の議決を求めるものでございます。

変更の概要につきましては、変更前の契約金額87億6,150万円に対し、変更後の契約金額は89億7,871万5,345円となり、2億1,721万5,345円の増額となるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

7 ページの参考を御覧ください。契約の相手方、工事名、工事場所、工事概要等につきましては、前回議決いただいた内容と変更はございません。

恐れ入ります。議案書の7 ページをお開きください。議案第103号 工事請負契約の変更についてであります。令和4年第7回栃木市議会定例会において議案第132号として議決を経たとちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事請負契約の一部について、次のとおり変更することについて議会の議決を求めるものでございます。契約の金額は89億7,871万5,345円であります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法をお願いいたします。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明ありがとうございます。

これ令和4年度にたしか入札が行われた案件だったかと記憶しています。ちょうどその頃、私、副議長を務めさせていただいておりまして、ヒアリング等で事前説明からさんざんお世話になっておりますが、これもともと110億円近い見積りであったかと記憶しているのですが、成瀬さん、その頃いらっしゃいましたよね。記憶のすり合わせをしたいのですが、一番最初に提示された額というのが100億円を優に超える額だったと記憶していますが、いかがでしたでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 当初の契約につきましては、何段階か見積りをいただいて精査した上で減額をしているところでございます。工事請負契約につきましても、ちょっと手元に詳細な資料はないのですが、減額のほうはして、今の契約額となっているところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私の記憶ですと、今、課長がお答えいただいたとおり何段階かに分けて最後の金額になったのです。まず最初に、私が聞いたときに見積り合せ等を行ったかどうかとお尋ねした際に、なかなかそういったこともちょっと不十分だったということで、まずそれをやってから出し直してくれと、これ正副議長へのヒアリングです。その間に、巨額な金額だから、ほかの方々に施設見学ですとかそういったことまで全部実施してからの話だと、全部私で蹴っ飛ばしてしまった記憶があるのです。そのときは成瀬さんにも大変ご迷惑をかけましたけれども。

その後に、最後に出てきたのが100億円ぐらいだったと思ったのです。さらに、そこから執行部のほうでコンサルタントを入れて、さらに減額、そのとき15%ぐらい下げたのです。いや、こんな

に下げてしまって、逆に大丈夫なのかって心配をした記憶があるのです。で、コンサルが入って、87億円という金額に決定した記憶があるのですが、今回、物価高騰によって僅か2年の間に2億円が積み重ねられてしまう。これはスライド条項ということで、やっているほうも、これだけ物価が高騰すればそうせざるを得ないというのは分かるのですが、当初あまりにも無理をさせ過ぎた結果が今回につながっているのではないのかなと逆に心配をするわけです。

私の記憶だと、当初の予算からすると20%近くは下がっているはずなのです。これコンサル入れた結果がこれだとすると、その変動というのは読めなかったのかなと逆に心配するところなのですが、その辺についてご見解を伺いたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 現在の契約額の設定に当たりましては、先ほど委員さんが申し上げたとおり、段階を経た中で積み上げてまいりました。その間、今回のスライドの適用に当たりましては、契約から12か月たたないと請求ができないというような内容になっております。業者のヒアリングの中でも、かなり企業努力ではという話も以前からあったのですけれども、そのところについては協議を踏まえた中で、今回の時期というふうになったところでございます。

工事に関しましても特に大きなトラブルもなく、工期的にも問題なく、当然工事の入替えというのですか、どうしても運転管理上、時期をずらしたりするところもありますが、出来高自体はおおむね順調に來ているところでございますので、このままやらせていただければと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） スライド条項が1年たたないと適用にならないというのは私も存じていますけれども、その1年の間に施工業者のほうで無理がなかったのか、逆にその辺が心配。私からすると、最初、提示金額からあまりにも下げ過ぎた。これが入札金額から下がったのではなくて、市のほうからの最低落札価格といいますか、そういったものの提示をあまりにも下げ過ぎた弊害が今回、出ているのではないのというような気がしないわけでもないのです。行政からすれば、安ければ安いほどいいに決まっています。私もそう思いますが、スライド条項というのはあんまり度々出るような話というののもちょっと市民に対して説明がしづらいところもあるものですから、そういった金額算定については、物価高騰等の予想ができるのであれば、それを盛り込んだ上での金額の提示というのが必要なのではないかと、今回、この議案を見て思ったところでございます。

まず、物価高騰の目安といいますか、判断というのは、こういったものの策定をするときに反映はされていなかったということでよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） そうですね。当初の契約のときに業者さんから質問の中で、今後、物価変動とかあった場合はというような質問もございました。その中では、契約書の中でも物価変動とかそういったものがあれば協議に応じるというところで、対応に応じるとその当時回答し

ております。ですので、その当時は当然予定価格も含めて、当時としては適正価格というふうを考えておりました。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 結果的にこういう議案が上がって、それで工事がきちんと進捗していただけるのであれば、別に私は反対をするつもりで言っているわけではないのですが、こういった状況に陥らない努力をぜひ行政側もしていただきたいと思います。これについては駄目ですとは言わないでしょうから、答弁は結構でございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） おはようございます。よろしくお願いします。

今度、全体スライド条項を適用するということでありますけれども、まずこれ残工事に対する変更ですね。さっき進捗状況は、それなりにいっているということで、計画の進捗状況と今の状況はどの程度違うのか伺います。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） すみません、ちょっとお待ちください。

お待たせしました。現在の工事の進捗状況でございます。これは10月31日現在になります。全体の計画では62.6%に対しまして、実績では67.8%になります。ですので、計画に対して5.2%、若干進んでいるというような状況です。出来高の金額といたしましては59億3,700万円でございます。よろしいでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これを適用するに当たって、その基準日が設定されていて、その基準日以降の残工事に対してだと思えますけれども、その基準日はいつで、残工事高としてはどの程度になっているのか伺います。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 今回の受注者から請求というのですか、当初に受けたのが7月1日でございます。その受けた後、受注者と協議をしまして基準日を7月9日と協議をいたしました。その時点での残工事を計算するわけでございまして、それについては国交省の運用マニュアルがございますので、それに基づいて積算あるいは協議を進めて、最終的に受注者と協議が整ったのが9月24日ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、7月9日を基準として、それ以降の残工事についての適用ということになりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） そのとおりでございます。ただ、残工事費でも、その総額、残工事費全部を積算の対象にしたわけではなくて、指標の、指標というのですか、対象となる金額はそのうち、全体ではなくて、その一部が残工事費の対象として積算をしております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。では、向こうと協議をしているということでありまして、そこら辺の協議の内容について伺いたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 協議の経過ということによろしいでしょうか。先ほどもありました7月1日に受注者のほうから、それ以前からそういう状況は伺っていました。それで7月1日に請求を受けまして、その間で基準日を決めまして積算をしたというところです。積算に当たっては、工事施工管理を委託しております廃棄物専門コンサルタント業者のほうにも中身を確認した上で、出来形を確認した上で出来高を確認しております。その金額については、結構積算については設備ごと、あるいは機械ごとになるので時間がかかるものでございまして、その内容についても受注者と協議をして合意に至ったという経緯でございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） その基準日で残工事が幾ら残っていたのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 残工事費ですが37億9,229万4,852円でございます。それをスライドというのですか、上昇率を乗じて価格が40億6,639万4,619円というところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その差額がということなのでしょうけれども、2億1,000万円、大体そのくらいかなという感じですが、あとこれの協議は、物価が上がっても丸々全部こっちが持つのではなくて、1.5%は向こうが持つとかという条項があったと思うのですけれども、うちが持つのと向こうが持つ。うちが持つのは2億1,700万円だと思いますけれども、向こうが持つのは幾らでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 工事の差額というのですか、スライド額が2億7,409万9,767円でございます。そのうち受注者が残工事費の1.5%を負担するということで5,688万4,422円が受注者の負担となるものでございます。残りの2億1,721万5,345円が発注者である本市が負担する額となるところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今まで行政的に物価スライドというか、そういう制度があったけれども、今まで使ってきてなかったのですけれども、今回、使うということなのですが、物価がどのくらい上がったのかというのは分かりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） この上昇率につきましては、単価あるいは指標を用いたものが日銀の企業物価指数と、あとは国交省の公共工事設計労務単価あるいは建設物価なんかを引用しております。例えば、物価につきましては、それぞれ機械とか設備とか細かく分類されております。例えばになってしまうのですが、空気圧縮機、送風機ですと契約の時点、令和4年12月ですと103.6という数値だったのですが、令和6年6月では117.8ということで14.2%増えているという状況です。あとは労務単価につきまして、人件費です。これについては設備機械工という項目があるのですが、契約の時点では2万3,300円だったのですが、今年の6月では2万6,400円ということで13.3%上がってしまったというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 相対にすると3%ぐらいですか、この工事費を計算するとそうなるかな、そうすると。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 今回のスライドを適用しますと、2.5%の増額ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第103号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第103号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第108号 指定管理者の指定について（栃木市大平地域福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第108号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書につきましては12ページ、議案説明書につきましては21ページとなります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げます。議案説明書の21ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市大平地域福祉センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の12ページをお開きください。議案第108号 指定管理者の指定についてであります。次のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるというものであります。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称につきましては、栃木市大平地域福祉センターであります。

また、指定管理者に指定する団体につきましては、栃木市今泉町2丁目1番40号、社会福祉法人栃木市社会福祉協議会会長、赤羽根正夫であります。

指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

今回の指定は、これまでの管理実績や住民との信頼関係及び大平地域の地域福祉の拠点として地域福祉の推進団体であります社会福祉協議会が当施設を管理運営する効果が大きいことから、現指定管理者の栃木市社会福祉協議会を公募外で選定したものであります。

なお、委託料の見込みにつきましては、1年目が1,243万4,000円、2年目が1,266万9,000円、3年目が1,282万円でありまして、3年間の合計が3,792万3,000円となり、今議会に補正予算の債務負担行為として別途提案させていただいております。

以上で議案第108号の説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 公募外ということなのですけども、社協がやることによっての何か苦情とかそういうものはあったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） 今年度まで3年間の指定管理期間という期間中になるのですが、アンケートの実施でありますとか、あと苦情の取扱いというところでは、特に大きな苦情とかは承っております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今、先ほどは物価スライドでちょっとクリーンセンターの工事費が上がったということなのですけども、そこら辺の指定管理に当たって賃金上昇分とか、そういう部分については十分見ているのかどうかです。

○委員長（森戸雅孝君） 田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） 今回の指定管理料の見積りといいますか、試算におきまして、過去3年間の賃金でありますとか、あと委託料等々、あと光熱水費の物価上昇分というのでしょうか、その辺につきまして算定をさせていただきまして見込んでおりますので、その辺も見込んだというところでご了解いただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第108号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第109号 指定管理者の指定について（栃木市藤岡地域活動支援センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 本日はよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第109号 指定管理者の指定について、今回は栃木市藤岡地域活動支援センターのことについてのご説明を申し上げます。議案書は13ページであります。また、議案説明書は22ページであります。

初めに、議案説明書により説明を申し上げますので、恐れ入りますが議案説明書の22ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市藤岡地域活動支援センターの指定管理者に社会福祉法人栃木市社会福祉協議会を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文は、省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきますので、議案書13ページを御覧ください。名称につきましては、栃木市藤岡地域活動支援センターであります。指定管理者に指定する団体ですが、所在地が栃木市今泉町2丁目1番40号、名称が社会福祉法人栃木市社会福祉協議会です。代表者が会長、赤羽根正夫となります。

指定管理期間が令和7年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。

今回、公募外ということでの指定というふうになりますが、これまで社会福祉協議会におきましては、本事業の目的であります障がい者の福祉の向上に資するための日常生活の訓練ですとか、社会との交流促進などを行っておりまして、安定的な事業運営と、それから地域に根差した福祉事業を推進しているというふうに認識しております。また、地域住民との良好な信頼関係も築けていると思いますので、引き続き社会福祉協議会に指定をすることが望ましいと判断しております。

令和7年から9年までの予算ですが、令和7年が1,621万3,000円、令和8年が1,650万6,000円、令和9年が1,675万7,000円となっております。

以上で議案第109号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 地域活動支援センターの利用者数というのは、どのような数字で推移していますでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） では、お答え申し上げます。

今現在の利用人数、まずは登録者からお話し申し上げたいと思うのですが、現在13人の登録者がおります。ただ、1日の利用者となりますと3.6人というように推移しておりまして、年間を通して大体そのくらいの人数、毎年そのくらいの人数で推移しているような形です。

以上になります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第109号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第110号 指定管理者の指定について（栃木市大平健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第110号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。
議案書は14ページ、議案説明書は23ページであります。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の23ページをお開き願います。提案理由であります、栃木市大平健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者にいすゞビルメンテナンス株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、省略させていただきたいと思います。

次に、議案書の14ページをお開き願います。議案第110号 指定管理者の指定についてであります。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市大平健康福祉センターであります。

2の指定管理者に指定する団体は、所在地、神奈川県横浜市西区高島1丁目2番5号、名称、いすゞビルメンテナンス株式会社、代表者、代表取締役、岸下裕武であります。

3の指定管理期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間であります。

以上で議案第110号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これは公募だと思うのですが、公募に際して何者応札されたのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 全体で7者でございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 募集要項というか、そこでざっとかなりのものがあるって、いすゞビルメンテナンスのほうから収支計画書5年分が出ているのですけれども、特に気になったのが1年目ですけれども、清掃員賃金、給与の部分で、清掃員7名で497万2,507円なのですね、1年目は。2年目が507万3,000円か、そんな感じです。市のほうの計画書を見ると7名分で800万円とか900万円となっているのですが、計画といすゞが出してきた7名分の賃金にかなりの格差があるのだけれども、こちら辺は大丈夫だと思うのだけれども、最低賃金はクリアしているのだと思うけれども、こちら辺の市が出してきたものとの違いというのはですか、そこはどのように見えていますでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 市のほうで提案で出てきたものとの差のことについてですけども、市のほうでも公募ということで、市が直営で行った場合を想定して賃金のほうを計上しておりまして、そちらには給与のほかに定期昇給や期末手当等、そういうものも含めた形での提案という理由でございましたけれども、いすゞのほうで出てきたもので精査しながらということで対応していければというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） かなり1年目でいうと、市のほうは7人分で819万4,000円か、こっちは清掃員7名で492万7,000円ということで、かなり300万円以上違ってしまうものですから、そこら辺の向こうの賃金の出し方というのがどういうふうになっているのかというのがちょっと疑問に思ったわけですけども、そこら辺は分からないですか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 賃金の出し方までにつきましては詳細はつかめていないところがありますが、人件費の正職人数、それから設備管理、あと日常業務、清掃などを含めた単価ということで、いすゞのほうでは出している状況でありますので、そんな説明、詳細については確認はできておりませんが、指定管理者のほうでこの対応でできていくということでもらった指標で計画書のほうは確認をしたところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 最低賃金とかそこら辺の労働基準を守っていれば別に問題ないのですけれども、そういう計画を出すことはないと思うのだけれども、そこら辺はちょっと注意して見ていただきたいなと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この団体は、今までも取っていたと思うのですけれども、その間で何か問題とかというものはなかったでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 確かに長期間公募指定管理、今年度までで4期という期間ではございますけれども、その間、特に問題発生ということは、こちらでは把握はしておりません。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほど7者入札があったということなのですけども、トップがこの会社で、次点との差というものはどのくらいあったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 失礼しました。7者応募がありまして、2者が申込みをしたという

状況でした。すみません。

〔「点数」と呼ぶ者あり〕

○健康増進課長（毛塚裕子君） 点数の差でよろしいでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） はい、続けてください。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 点数の差は、次点の事業者と0.8ポイントの差でございました。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員、よろしいですか。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第110号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、議案第111号 指定管理者の指定について（栃木市北部健康福祉センター）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 引き続き、よろしくお願いいたします。

ご上程をいただきました議案第111号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。議案書は15ページ、議案説明書は24ページであります。初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の24ページをお開き願います。

提案理由であります。栃木市北部健康福祉センターの管理を行わせる指定管理者に株式会社フクシ・エンタープライズを指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の15ページをお開き願います。議案第111号 指定管理者の指定についてであります。1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、栃木市北部健康福祉センターであります。

2の指定管理者に指定する団体は、所在地、東京都江東区大島1丁目9番8号、名称、株式会社フクシ・エンタープライズ、代表者、代表取締役、福士朝尋であります。

3の指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間であります。

以上で議案第111号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 指定期間なのですから、公募は行ったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） こちらは初めての更新ということもありまして、優良更新制度を活用した更新で、公募外となっております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第111号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第97号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第6、議案第97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） よろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第97号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第7号）の所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出につきましてご説明いたしますので、第8次補正予算書の52、53ページをお開きください。2款1項1目一般管理費は、補正額423万7,000円の増額であります。説明欄一番下の行、会計年度任用職員人件費（交通防犯課）につきましては、給与改定に伴う変動分を精査し、増額したいというものであります。

なお、以降の会計年度任用職員人件費関係につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。また、職員人件費につきましては、総務人事課の所管となりますが、人事異動や給与改定による変動分の補正となりますので、併せて説明は省略させていただきます。

次のページになります。16目諸費は、補正額5億5,955万1,000円の増額であります。説明欄、国県支出金返還金（福祉総務課）から（保育課）まで8行ほどありますが、こちらにつきましては令和5年度の国、県の支出金、補助金関係の額が確定したことに伴いまして、その超過交付分の返還のために増額したいというものであります。

続きまして、58、59ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額1,514万円の増額であります。説明欄3行目、個人番号カード交付事業費につきましては、既存の住民基本台帳ネットワークシステム機器のリース期間が満了となり、機器入替えの導入費用及び作業費が必要となるため、委託料を増額したいというものであります。

続きまして、66、67ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額4,309万8,000円の増額であります。説明欄2行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、郵送料金の増額による賦課事務費の増額分やこども医療費及び重度心身障がい者医療費助成等の現物給付に伴う地方単独事業の増額分について、前年度決算に基づきその不足分を国民健康保険特別会計に繰り出すため増額したいというものであります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、後期高齢者医療保険料賦課・徴収事務費などの増加に伴い、後期高齢者医療特別会計に繰り出すため増額したいというものであります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に対する市の療養給付費負担金でありまして、額の確定に伴い、増額したいというものであります。

次に、2目障がい福祉費は、補正額1億8,486万6,000円の増額であります。説明欄、重度心身障がい者医療費助成事業費につきましては、重度心身障がい者医療費助成制度における助成件数及び助成金額の増加に伴い、重度心身障がい者医療給付費などを増額したいというものであります。

次の障がい者自立支援事業費につきましては、自立支援給付費の増加に伴い、増額したいというものであります。

次の都賀地域活動支援センター解体事業費につきましては、都賀地域活動支援センターの解体工事に係る設計業務委託により、増額したいというものであります。

次に、3目高齢福祉費は、補正額2,422万円の増額であります。説明欄2行目、介護保険特別会計繰出金であります。内訳の事務費繰出金は、会計年度任用職員人件費が増額となるため、低所得者保険料軽減繰出金は第1号介護保険料の低所得者対策として実施している令和5年度低所得者保険料軽減負担金精算に伴い、国、県及び市の負担が増額となるため、重層的支援体制整備事業繰出金は令和5年度重層的支援体制整備事業交付金の額確定に伴い生じた超過分について増額したいというものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、防災改修等工事を行う小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの2つの施設に対し、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を用いて補助を行うため、増額したいというものであります。

次のページになります。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額3,012万円の増額であります。説明欄2行目、学童保育施設整備事業費につきましては、国、県の施設整備に関する交付金交付要綱が改正され、交付基準額が増額されたことから、民間学童保育事業者への補助金を増額したいというものであります。

次に、2つ飛びまして民間保育所等物価高騰対策補助金につきましては、原油価格高騰の影響を受ける民間保育所等に対し、送迎用バス1台当たり5,000円を交付するものであります。本事業につきましては、9月の補正予算において市の事業として在園児数に月額500円を乗じて補助する支援策を承認いただいているものでありますが、今回、県の事業として支援金の交付が示されたことから、追加の支援策として増額したいというものであります。

次に、2目児童措置費は、補正額3,176万5,000円の増額であります。説明欄、児童扶養手当支給費につきましては、本年11月の制度改正により所得制限の緩和等に伴い、手当の支給対象者が拡大され、支給額が増大するため、増額したいというものであります。

続きまして、72、73ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額2,616万8,000円の減額であります。説明欄4行目、妊娠出産包括支援事業費につきましては、産後ケア事業の利用者が当初見込みより多く、委託料に不足額が生じる見込みのため、増額したいというものであります。

次に、2目予防費は、補正額4,441万2,000円の増額であります。説明欄、予防接種事業費につき

ましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済の対象者が新たに認定され、死亡一時金及び葬祭料を支払う必要が生じたことから増額したいというものであります。

次に、3目環境衛生費は、補正額125万円の増額であります。説明欄、生物多様性保全事業費につきましては、クビアカツヤカミキリによる樹木被害の拡大により、被害木伐採推進事業費補助金の申請件数が当初見込みを上回ったことから増額したいというものであります。

次のページになります。4款2項2目塵芥処理費は、補正額1億5,153万円の増額であります。説明欄、とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業費につきましては、とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事の工事請負契約について、賃金水準及び物価水準の変動による工事単価の増加により、本年度の年度割額に変更が生じたため、増額したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君）　続きまして、阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君）　よろしくお願いします。

続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。40、41ページをお開きください。15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、8,113万9,000円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援負担金につきましては、介護給付・訓練等給付費の増額に伴い、国庫負担金を増額したいというものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和5年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、国の負担金が当初の見込みより増額となるため、増額補正したいというものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、1,058万8,000円の増額であります。説明欄、児童扶養手当給付費負担金につきましては、令和6年11月の児童扶養手当制度の改正による所得制限の緩和等により支給額が増加することに伴い、国庫負担金を増額したいというものであります。

次に、2目1節保健衛生費負担金につきましては、4,412万2,000円の増額であります。説明欄、新型コロナ予防接種健康被害給付費負担金につきましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済として認定された給付に対する国の負担金であり、新たに認定された死亡一時金及び葬祭料を給付するに当たり増額したいというものであります。

次に、2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、1,593万6,000円の増額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、合理的配慮手話通訳士報酬等の増額に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームへの防災改修等工事経費補助金に2つの施設分を増額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に係る人件費の増額に伴い、国の交付金を増額したいというものであります。

次に、２節児童福祉費補助金につきましては、2,946万6,000円の増額であります。説明欄、子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、国、県の施設整備に関する交付金交付要綱が改正され、交付基準額及び国の負担割合が変更されたことに伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

続きまして、次のページをお開きください。３目１節保健衛生費補助金につきましては、6,250万9,000円の減額であります。説明欄、循環型社会形成推進交付金（クリーン推進課）につきましては、とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事の工事請負金額を増額することに伴い、国の交付金の総額が増額するところ、工事工程の変更による年度割額の変更に伴い、交付金を減額するものであります。

次の感染症予防事業費等国庫補助金につきましては、ヒトパピローマウイルス感染症の９価ワクチンが予防接種法の定期接種に追加されたことに伴い、健康管理システムの改修費用が補助対象となるため、国庫補助金を増額したいというものであります。

次の母子保健衛生費補助金につきましては、産後ケア事業の委託料の増額に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次の出産・子育て応援交付金につきましては、会計年度任用職員の給与改定に係る人件費の増額に伴い、国庫補助金を増額したいというものであります。

次に、16款１項１目１節社会福祉費負担金につきましては、4,056万9,000円の増額であります。説明欄、障がい者自立支援費負担金につきましては、介護給付・訓練等給付費の増額に伴い、県負担金を増額したいというものであります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、令和５年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、県の負担金が当初の見込みより増額となることから、増額補正したいというものであります。

次に、２項２目１節社会福祉費補助金につきましては、537万9,000円の増額であります。説明欄、重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業費の増額に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、合理的配慮手話通訳士報酬等の増額に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

続きまして、次のページをお開きください。説明欄１行目、重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に係る人件費の増額に伴い、県の交付金を増額したいというものであります。

次に、２節児童福祉費補助金につきましては、1,192万8,000円の減額であります。説明欄、子ども・子育て支援施設整備交付金につきましては、国、県の施設整備に関する交付金交付要綱が改正され、交付基準額及び県の負担割合が変更されたことに伴い、県補助金を減額するものであります。

次の保育施設等物価高騰対策事業費補助金（保育課）につきましては、原油価格高騰対策民間保

育所等支援補助金を新たに交付するため、県補助金を増額したいというものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、142万6,000円の増額であります。説明欄、クビアカツヤカミキリ被害木伐採推進事業費補助金につきましては、申請件数の増加による補助金の増加に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

次の出産・子育て応援交付金につきましては、会計年度任用職員の給与改定に係る人件費の増額に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

次の産後ケア利用者負担軽減支援補助金につきましては、産後ケア事業の委託料の増額に伴い、県補助金を増額したいというものであります。

続きまして、次のページをお開きください。19款1項1目1節国民健康保険特別会計繰入金につきましては、2,356万5,000円の増額であります。説明欄、国民健康保険特別会計繰入金につきましては、前年度に国民健康保険特別会計に繰り出した出産育児一時金等繰出金について、決算額に基づき戻し入れるため増額したいというものであります。

次に、3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、1億2,875万8,000円の増額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金（介護給付費等繰入金）につきましては、令和5年度介護給付費負担金の確定に伴い、市への返還金が当初の見込みより増額となるため、繰入額を増額したいというものであります。

次の介護保険特別会計繰入金（重層的支援体制整備事業繰入金）につきましては、会計年度任用職員の給与改定に係る人件費の増額に伴い、介護保険特別会計の繰入額を増額したいというものであります。

次の介護保険特別会計繰入金（地域支援事業繰入金）につきましては、令和5年度地域支援事業交付金の確定に伴い、市への返還金が当初の見込みより増額となることから、繰入額を増額したいというものであります。

次に、21款4項4目2節雑入につきましては、20万1,000円の増額であります。説明欄、慰留金等（高齢介護課）につきましては、令和5年度に地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を交付した事業者から仕入控除額該当返還金の報告を受けたことから、返還金分を増額したいというものであります。

続きまして、債務負担行為の所管関係部分につきましてご説明いたします。ページが前に戻りまして10ページをお開きください。第4表、事項欄9段目、令和6年度戸籍振り仮名記載業務委託につきましては、令和7年度の改正戸籍法施行に伴う業務を実施するに当たり、令和6年度中に受託者を選定する必要があることから、債務負担行為を設定したいというものであります。

次の段、令和6年度大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営委託（指定管理者制度）及び次の段、令和6年度藤岡地域活動支援センター管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、現在の指定管理期間が今年度末で満了することから、令和6年度中に次期指定管理者と仮基本

協定書を締結する必要があることから、債務負担行為を設定したいというものであります。なお、指定期間は令和7年度から令和9年度までの3年間となります。

次の段、令和6年度子どもの居場所運営業務委託から4段下になります令和6年度予防接種業務委託までの5つの事項につきましては、令和7年度当初より運営するに当たり業務委託に係る契約の準備行為を令和6年度中に実施する必要があるため、債務負担行為を設定したいというものであります。

次の段、令和6年度大平健康福祉センター管理運営委託（指定管理者制度）及び次の段、令和6年度北部健康福祉センター管理運営委託（指定管理者制度）につきましては、現在の指定管理期間が今年度末で満了となることから、令和6年度中に次期指定管理者と仮基本協定書を締結する必要があることから、債務負担行為を設定したいというものであります。

なお、大平健康福祉センターは公募で業者を選定しており、期間は令和7年度から令和11年度までの5年間、北部健康福祉センターは優良管理者更新制度を適用して業者を選定しており、期間は令和7年度から令和9年度までの3年間となります。

続きまして、11ページを御覧ください。1段目、令和6年度家庭ごみ及び紙類等収集運搬業務委託につきましては、令和7年度栃木市全地域の家庭ごみ及び紙類等の収集・運搬業務を委託するため、令和6年度中に委託事業者を選定する必要があることから、債務負担行為を設定したいというものであります。

続きまして、継続費の所管関係部分についてご説明いたします。ページが前に戻りまして、8ページをお開きください。第2表、4款2項清掃費、とちぎクリーンプラザ施設保守整備事業につきましては、2億1,721万6,000円の増額であります。とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事の工事請負契約について、賃金水準及び物価水準の変動による工事単価の増加及び工事工程の変更により、総額と年度割額に変更が生じたため、増額したいというものであります。

続きまして、繰越明許費の所管関係部分についてご説明いたします。9ページを御覧ください。第3表1行目、3款1項社会福祉費、都賀地域活動支援センター解体事業につきましては、都賀地域活動支援センターの解体に係る実施設計の業務委託料であります。年度内での完了が難しいことから、繰越しをしたいというものであります。

以上で歳入及び債務負担行為、継続費、繰越明許費の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、まず歳出のほうから行きますか、59ページで個人番号交付事業費ということで、機器のリース満了ということなのですけども、これ内容をもう少し教えていただけますか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） こちらは住基ネットシステムの入替え作業なのですけども、住基ネットシステムについては6年ごとのシステムの仕様の見直しを国のほうで行っておりまして、前回の9月議会のときに、このリースについては債務負担行為をご承認いただいております。その入替え作業費を今回、歳出の要求をさせていただきました。3月中に入替え作業を行いまして、4月から使用できるようにという準備をいたします。その中で、今回、新たに入替えをします端末については、仕様が国の仕様に合っているのですが、既に、まだ満了期間、リース期間が満了しない機器については、そのまま継続して使用することから、国の仕様にその機器を合わせなければならない、更新しなければならないという更新作業がございます。そちらの費用と合わせまして、今回、請求をさせていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 9月に債務負担を取ったというのは分からなくもないのですというか、普通こういうものって年度で取るのではないのかなと思うのですけれども、何か特別な理由とかあったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） こちらは4月1日からの使用なのですが、その前にリースの準備期間ということで債務負担行為なのですが、ちょっと時期が早まりました。機器の年度で全部を一気にということでしょうか。すみません。ご質問の内容とすると、全部を全て入れ替えるという。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ごめんなさい。その内容が分からないからなのですけども、普通国が6年度ごとに見直しをしますよというのであれば、年度当初に今年度やらなければいけないよねというのが分かりますよね。来年度か。なので、それに対して準備をするのではないかなと思うのですけれども、9月に債務負担を取ったということは、今年度になって、来年度のことを始めたということなので、計画的にできているのかという問いかけなのですが、できているのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） そうですね。こちらの準備につきましては、国の仕様の発出を待つ

ておりまして、そちらの発出が年度に入りまして少し遅れたことから仕様が決まるのが少し遅くなったというところがあります。また、タイタンパーが外国製ということもありまして、そちらの発注についても国の仕様が定まるのが少し遅くなりまして、それで債務負担行為で来年度の4月から使用する、使用については来年度、令和7年4月からの使用になります。そちらを今年度、令和6年度で準備させていただいたということになります。ただ、その入替え作業であるとか仕様変更で見直す準備の費用とかにつきましては、国からの仕様の提示が遅れたことから費用の確定が取れなかったところから、こちらの補正予算のほうで要求をさせていただきました。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） タイタンパーって何なのかなというのがあるので、後で説明してほしいのですけれども、あとこの費用なののですけれども、これは市が持つものなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） こちらについては市の一般財源の要求になっております。といいますのは、国の、通常マイナンバーに関してはマイナンバー、事務費の補助金があるのですけれども、そちらはマイナンバーカードがスタートしてからの機器等のリースについては、国の補助金が該当するのですけれども、その前の住民基本台帳、住基カードの頃に導入していました。その頃から導入していました機器については、こちらのマイナンバーの補助金は適用しないという、対象とならないということから、補助金ではなくて、一般財源での対応になっております。

〔「タイタンパー」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 阿部市民生活課長。

○市民生活課長（阿部有子君） すみません。タイタンパーにつきましては、こちらの機器というのがサーバー等に不正にアクセスをされたときに、その攻撃から中にあるデータを全て消去してしまうという装置になっております。外部から不正アクセスで、住基ネットサービスの住基の情報を不正に外部がアクセス使用としたときに、その機器が、その中にあるデータを消去しようとして、消去してしまう装置になります。ですから、データは全部なくなってしまう、なくしてしまって外部に漏えいすることを防ぐ機器がタイタンパーになります。

〔「日本製はないのか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 続けてどうぞ。

○市民生活課長（阿部有子君） 今回、国が示した、全部国の仕様によって決められているのですが、その仕様が示されたのがフランス製だったということで、ここがちょっとすみません、どうしてフランス製かという理由は、ちょっと分からないですが、すみません。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私から2点あります。

1点目は、先ほど審査いたしましたけれども、とちぎクリーンプラザの継続費に関連してなのですが、継続費があるということなのですが、継続費の通次繰越しは今までにありましたか。これからもありますか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 通次繰越しについては、これまでございました。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 分かりました。後で、その詳細については教えていただきたいと思います。

続きまして、69ページなのですが、真ん中頃、児童扶養手当の支給費が増額するということで、国の所得制限の撤廃等、国の方針を受けてということでありますけれども、まず影響する件数についてお示しいただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） お答え申し上げます。

まず、所得制限が引上げとなったことによるものにつきましては、一部支給から全部支給となる件数が100件、一部支給から金額が増額となる件数が400件、第3子以降の加算額が引上げになる件数につきましては39件と見込んでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） それと財源の内訳なのですが、国庫支出金として約1,000万円出て、一財で2,100万円ということでありますけれども、これは真水の2,100万円ですか、後で交付税措置があるとか、そういうことはないのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 国庫補助につきましては3分の1の負担になりますので、3分の1分が増額になる部分と、すみません、交付税措置についてはちょっと調べさせてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 国の方針を受けてやる事業なのに、それが地方負担があるのかという確認したので、後でお示しいただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありますか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、69ページの上から2段目の学童の補助金なのですが、これは対象はどこになる。何が変わって、どのぐらい、どのように変わるのか、それで対象はどこなのかというのを教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 本事業につきましては、民間学童保育事業者でございます社会福祉法人鐘の鳴る丘友の会に対しまして、まず敷地内に単独の学童保育施設として整備する費用に対する補助金でございます。今般、当初予算では令和５年度の基準額をもって積算しているわけなのですが、今般、令和６年度におきまして国の基準単価が増額されまして、実質支出額、実質工事費と言ったらいいのでしょうか、額を上回ったために、その差額分、要するに実質工事費のほうと基準額を基本的に比較しまして、低いほうを補助するという基準になりましたので、支出額が、基準額のほうが高くなったものですから、その差額分につきまして単価増をするというものでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 67ページの障がい者自立支援事業費、１億6,000万円のかかなりの増額になっているのですが、これ詳しい内容、どうしてこういうことになったのかお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） お答え申し上げます。

例えば、金額の件数に対して幾らになったとかと、そういう出し方がお示しできれば一番明確ではあるのですが、障がい福祉の自立支援事業等に関しましては、例えば予算組みをするときに前年度の予算で次の年の予算を組むときに、どのくらいの伸び率があったかという形での計算をしています。というのが、１件幾らというような出し方ができなくて、例えば事業、それぞれの介護給付とか日中移動支援とか事業項目によって金額なんかも違ってきたりしていて、利用者の状況なんかも大人よりも子供、お子さんのほうがその利用状況が伸びたり、行ったりするとか、そういったところがありますので、１件幾らというような出し方がちょっとできないのです。それなので、伸び率として出すような形になっておりまして、毎年、予算組みを2.何%とか、そういう形で出すような形になっています。

そして、出しているところなのですが、今回、利用者の状況が予想よりも伸びてしまっている状況が発生しておりまして、ここが特にお子さんのところが多くなっているのですが、そういったところで金額が伸び率として足りなくなっているというところで、この１億6,000万円を今回、補正させていただくという形になっております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 特に子供たちの利用が増えているということで、そこら辺の要因というか、そこら辺はどのようにつかんでいるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これは例えば医療的な部分で、医療が進んだことによって、今までで発見されなかったとか、表に出てこなかったとか、そういったところでのお子さんたちがどんどん出てきている。その人たちが申請をしていくという部分ですとか、あとは、今までは学校に上がるまで、例えば家にいるお子さんたちが小さい頃から外に出るととか、社会と接するとか、そういったところの事業が増えてきていたりとか、そういったところで伸びているというふうに私、認識はしております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 分かりました。続けていいですか。

○委員長（森戸雅孝君） はい。

○委員（白石幹男君） 73ページの生物多様性、このクビアカツヤカミキリの補助金ですけれども、見込みを上回ってしまったということで、どのくらい見込んでいて、それがどのくらい上回ったのか伺いたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 今年度当初ですと約1,000万円ということで、50件くらいを見込んでいたところなのですが、想像以上に申請が多くなりまして、この補正の額なのですけれども、県のほうの金額に影響されまして、県のほうの補助の金額を100万円回していただけるということなので、一応5件分ということで上げさせていただいている状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） かなり被害が広がっている状況はありますけれども、この5件増やしただけで本年度は対応できるということでよろしいでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 対応できるかと聞かれてしまいますと非常に困ってしまうのですが、実は既にこの金額につきましても相談は受けておりまして、ほぼ相談の金額でいっぱいになっているような状況です。そのほかに相談も受けておりまして、そちらにつきましてはできましたら来年度また同じようなことをさせていただけたらと思っているところです。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 75ページでクリーンプラザのことなのですけれども、歳入のほうでもいいのですが、これ国庫補助が減ると。工事費が増えるのに意味が分からないのですけれども、この説明をお願いしますか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） この減額につきましては、実は昨年度の工事の工程の見直しが一つの要因でございます。令和5年度に半導体や電気基盤などが不足しまして、そういった当初令和5年度で見込んでいた工事が令和6年度にずれ込むというようなことが原因でございます。その時期が昨年の暮れ、ちょうど今頃だったのです。それで、それに一番財源の大きい国庫補助金が既に国のほうから内示をいただいていたところなのですけれども、減額とか調整ももう間に合わないというような内容がありまして、減額前の交付金を受け取ったところでございます。それは令和6年度分を前取りするというような形です。これは循環型交付金の制度上、年度間調整ということであり得るものでございました。

それで、昨年度分も含めて、あるいは先ほどご審議いただいたスライド額の補助金相当分を加えても減額となるというところでございます。補助金につきましては、トータルで見ますと4か年で金額の変更はございません。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 総体で見て減らないのだったらいいかなと思うのですけれども、あと地方債を発行するというものは、やっぱりこれは借金なので、行く行くは返していかなければいけないものだし、その要因というものは何なのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 本年度分につきましては、財源、国庫補助金が予算上減りますので、その分を二重起債で充てられるものは充てるということで、このことについては財政課と既に調整済みでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は10ページのほうになります。債務負担行為になるのですけれども、中段より後段になります。子どもの居場所とか生活困窮者とかの自立のほうと就労準備だとかにしておきますか、取りあえずこの3つになりますが、これ社協にお願いするものではないのかなと思っているのですけれども、これが単年度でやるというか、今まで就労準備以外はあるのですけれども、多年度でやるというのは何か募集、公募とかするという意味なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君） まず、子どもの居場所事業ですけれども、これは2つの事業所に委託しているものです。社協ではないのですけれども、4月1日から事業を実施していただきます。1年間です。ですので、今年度中に契約事務とかそういったものを準備させていただくので、そのために債務負担行為を設定させていただくので、特に改めて事業所を募集するというわけではないです。

〔「福寿園ではないの」と呼ぶ者あり〕

○こども家庭センター所長（神長利之君） 場所はそうなのですけれども、運営をお願いしているの

は社協ではないです。

○委員長（森戸雅孝君） 江田福祉総務課主幹。

○福祉総務課主幹（江田 暁君） 生活困窮者自立支援事業と、あとは就労準備支援事業につきましては、社会福祉協議会のほうに現在も委託をしております、随意契約という形で委託を行っております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） という随意契約をするから今年度にしなければいけないからということですか。ということですね。では、大丈夫です。

その下の今度は予防接種デジタル予診と、予防接種業務自体は、今まではもうこれ3億円ぐらいあったのが1億6,000万円になっている、半減しているというのは、これは何か理由があるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 今年度でHPVワクチンのキャッチアップ接種が一旦終了という形で予算取りをしておりました。それと、あと風疹ワクチンの抗体検査等、予防接種なども今年度で終了するというので、減額の対象等は考えて計上しております。

〔「デジタル予診票」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） デジタル予診票のほうにつきましては、こちらは現在、その前に令和5年度から試行的に開始したものののですが、今年度は25医療機関ほど拡大しております。来年度、さらにデジタル予診票の導入をしていただく医療機関を募集しまして、それで拡大していく予定で債務負担行為のほうに上げさせてもらっております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は11ページのほうの債務負担行為なのですが、一番上のごみ収集なのです。随分金額が上がってきているなというのは思うのですが、これはどのような要因なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 昨年度と比較して約10%予算上は上げさせてもらっております。内容につきましては物価高騰、特に今回の内容については人件費によるものが多くを占めている状況です。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 市から人件費分を出しますよというものが業者に行って、業者がちゃんと人件費として上げているというふうに見てよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 人件費が上がっております。設計上上げております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ぜひ労働者にちゃんとお金が行き渡るように指導してほしいと思います。

それともう一つ、これは収集、委託は随契でやられるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 今回、あげさせていただいている債務負担行為につきましては、4月1日から業務開始するものですから、今の時期で計上させてもらっているわけですので、この後、市の物品選考委員会を経てやるわけなのですが、今現在では随意契約というほうでやらせていただきたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 公募をするという考えはないのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 公募というか、入札です。そういったことについては、業者さんと一緒にその辺の話合いは持っている状況です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） すみません、先ほど浅野委員さんからの児童扶養手当の財源の件なのですけれども、今回の法改正に伴いまして、特に一般財源に対しまして地方財政措置はないということでございます。よろしくお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ほかにないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第97号の所管関係部分を採決をいたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第97号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君）　ここで暫時休憩いたします。

（午前 11 時 42 分）

○委員長（森戸雅孝君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 11 時 50 分）

◎発言の申出

○委員長（森戸雅孝君）　ここで執行部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君）　すみません。先ほど10ページの予防接種業務委託のところでは、と不足の説明がありましたので、加えさせていただきます。

こちらの金額の中で、秋から開始するインフルエンザ、それからコロナの予防接種については、そちらの金額を抜いた形で、あくまでも4月から接種する分のみ債務負担行為のほうに上げているという現状もありまして、それで金額のほうが少なく見えているというところがございます。その辺が先ほどの説明で不足しておりました。申し訳ありませんでした。

○委員長（森戸雅孝君）　お聞き取りのとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第98号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君）　次に、日程第7、議案第98号　令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井　司君）　よろしくお願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第98号　令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の17ページをお開きください。令和6年度栃木市の国民健康保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,295万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億1,284万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正は、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明させていただきます。ページは126、127ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額196万2,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、給与改定に伴う変動分を精査し、必要額を増額補正するものであります。なお、以降の会計年度任用職員人件費関係につきましては、同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略させていただきます。

次に、128、129ページをお開きください。1款2項1目賦課徴収費、補正額44万円の増額であります。説明欄、国民健康保険税賦課事務費につきましては、納税通知書、督促状に係る郵送料でありまして、郵便料金の値上げに伴い、必要額を増額補正するものであります。

続いて、130、131ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、補正額216万円の増額であります。説明欄、一般被保険者医療給付費分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから不足額を増額補正するものであります。

次に、132、133ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額1,990万9,000円の減額であります。説明欄、一般被保険者後期高齢者支援金等分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから不用額を減額補正するものであります。

次に、134、135ページをお開きください。3款3項1目介護納付金分、補正額1,002万6,000円の減額であります。説明欄、介護納付金分国保事業費納付金につきましては、本年度の納付額が決定したことから不用額を減額補正するものであります。

次に、138、139ページをお開きください。8款1項3目償還金、補正額7,444万円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度の普通交付金及び特別交付金の精算に伴う超過交付金を返還するため増額補正するものであります。

次に、140ページ、141ページをお開きください。8款2項1目他会計繰出金、補正額2,356万5,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、前年度に一般会計から繰り入れた出産育児一時金や産前産後保険税負担金のほか人件費、事務費等の繰入金につきまして、決算額に基づき精算し、超過分を一般会計に戻入れするため増額であります。

続きまして、歳入につきましてご説明いたします。恐れ入ります124、125ページにお戻りください。5款1項1目2節特別交付金補正額148万5,000円の増額であります。説明欄、特定健康診査等負担金分（過年度分）につきましては、決算額に基づき精算し、不足分を受け入れるため、増額補正するものであります。

次に、7款1項1目2節その他一般会計繰入金補正額1,494万5,000円の増額であります。説明欄、

事務費繰入金、地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、国民健康保険税賦課事務に係る郵送料や会計年度任用職員人件費、また重度心身障がい者医療費助成等の現物給付に伴う地方単独事業の実施による国庫負担金の減額分につきまして、前年度決算に基づき精算し、その不足分を一般会計から繰り入れるものであります。

次に、7款2項1目1節保険財政調整基金繰入金、補正額2億4,295万2,000円の減額であります。説明欄、保険財政調整基金繰入金につきましては、国民健康保険財政調整基金の繰入金がなくなる見込みのため減額補正するものであります。

次に、8款1項1目1節前年度繰越金、補正額2億4,671万2,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和5年度決算剰余金を繰越金として計上するものであり、収入見込額に合わせ増額補正するものであります。

次に、9款3項6目1節雑入、補正額5,276万5,000円の増額であります。説明欄、療養給付費等精算金等につきましては、前年度に概算払いした療養給付費等の精算による返還金で、収入見込額に合わせて増額補正するものであります。

以上で、栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 125ページで保険財政調整基金繰入金、これはマイナスですけれども、基金の現在高というか、これを使わなかったということですから、どの程度になるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） お答えいたします。

現在の財政調整基金の残高といいますか、積立額29億5,365万1,122円となります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは予定どおりということなののでしょうか。逆に増えているとか、そういうことなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 令和6年度に保険税率の改定をいたしまして、その分約2億2,000万円ほど減額となるということになっていまして、今後、基金につきましては、まだ国の交付金等の精算が済んでおりませんが、今後においては減少傾向に移ってくるのかなというふうに見込んでおります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 残高29億何千万円、これについては予定どおりなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） こちらにつきましては予定どおりといえますか、本来であればもう少し30億円ぐらい基金のほうが、昨年度は予定をしておりましたが、国のほうの交付金の精算等がありまして、若干減ったというのがあります。ほぼ予定どおりと言えば予定どおりということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 保険税を軽減ということで、そこら辺は調整基金を使って市民の負担を減らすというふうな流れになっていると思うのですが、実際はそんなに減っていないのかなと思うので、その29億何千万円が妥当なのかということも含めて、これはこの使い道を検討すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 今後、基金の動向等につきましては、県のほうで保険税率の統一というのを令和10年度に向けて進めておりまして、その動向、また令和8年度から子ども・子育て支援金を各保険料と合わせて支出するということがございまして、そこら辺いろいろ情勢が変わってきておりますので、その辺の情報を国保運営協議会のほうに情報提供しながら、そちらのほうで協議をしていただいて、どういう方向に持っていくかというのを今後、お示しいただきたいなというふうには考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一般質問でもやりましたけれども、子供の均等割は子育てに逆行しているというようなことがありまして、足利市はそれを廃止というか、やめたということで、栃木市でもそういうことをこの基金を使って考えるべきかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 子供の均等割が、現在は未就学児まで5割を軽減しておりますが、そちらのさらなる拡充というのは市長会、知事会を通しまして国のほうには要望しております。また、足利市で今年度から始まりました拡充といいますか、18歳までの均等割をなくすということにつきましては、足利市では基金を使ってやっているということで伺っております。その情報につきましては、国保運営協議会のほうでご協議をいただいたところでありまして、現在、それに

についてはまだお答えのほうは出ておりませんが、今後も市としましては、こちらの拡充につきましては国のほうに市長会を通して要望してまいりたいというふうには考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第98号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時09分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎議案第99号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第8、議案第99号 令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） ただいまご上程いただきました議案第99号 令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。補正予算書の21ページをお開きください。令和6年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定

めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,553万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億379万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、154、155ページをお開きください。1款2項1目徴収費、補正額42万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療保険料賦課事務費及び後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、納税通知書並びに督促状等に係る郵送料でありまして、保険料金の値上げに伴い必要額を増額補正するというものであります。

次に、156、157ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額9,500万円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市の負担額が増加する見込みであるため、必要額を増額補正するものであります。

次に、158、159ページをお開きください。3款1項1目後期高齢者健診事業費、補正額11万7,000円の増額であります。説明欄、会計年度任用職員人件費につきましては、給与改定に伴う変動分を精査し、必要額を増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、152、153ページにお戻りください。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額5,800万円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料につきましては、保険料が増収となる見込みであることから増額補正するものであります。

次に、2目1節後期高齢者医療普通徴収保険料、現年度分で補正額3,700万円の増額であります。説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましても保険料が増収となる見込みであることから、増額補正するものであります。

次に、4款1項1目1節事務費繰入金、補正額53万7,000円の増額であります。説明欄、事務費繰入金及び保健事業費繰入金につきましては、保険料賦課徴収事務に係る納税通知書等の郵便料の値上げによる不足分並びに会計年度任用職員人件費に係る給与改定等に伴う必要額につきまして増額補正するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 153ページで、保険料が特別も普通も増収となる見込みだということですが、
れども、この主な原因は何なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 主な要因としましては、被保険者75歳になる方等が増加したためと
いうのが主な要因であるというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 当初予算からそれは分かっているはずだと思いますけれども、それは見込み
が甘かったということなのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） すみません、こちらにつきまして所管が税務課のほうということに
なりますが、結果的にはそういうような形なのかなというふうには思われますが、一つ、徴収率等
が令和4年、令和5年で増えたということと、現在、後期高齢者の被保険者の数が12月現在で2万
7,143名、令和6年の当初では2万6,579名ということで、やはり団塊の世代が後期高齢者になられ
るということがやはり一番の大きな要因ではないかなというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第99号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第99号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第9、議案第100号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） ただいまご上程いただきました議案第100号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の25ページをお開き願います。令和6年度の栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億4,083万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ161億2,898万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものでございます。

債務負担行為の補正につきましては、第2条、債務負担行為の追加につきましては、第2表債務負担行為補正によるものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、補正予算書の172ページ、173ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄、1行目、3行目ともに会計年度任用職員の人件費でございます。高齢介護課並びに地域包括ケア推進課につきましては、会計年度職員の給与改定に伴う変動分を精査し、補正するものであります。

続きまして、174ページ、175ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、5,410万円を減額するものであります。説明欄、地域密着型介護サービス給付費は、同一款内他項の介護予防サービス給付費、地域密着型介護予防サービス給付費及び介護予防サービス計画給付費に不足が見込まれるため、同一款内での調整を行い、地域密着型サービス給付費を減額補正するものでございます。

続きまして、176ページ、177ページをお開きください。2款2項1目介護予防サービス給付費は、4,310万円を増額するものであります。説明欄、介護予防サービス給付費は、要支援の利用者が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内の地域密着型サービス給付費との調整を行い、増額補正をするものです。

2款2項3目地域密着型介護予防サービス給付費は、500万円を増額するものであります。説明欄、地域密着型介護予防サービス費は、要支援の利用者が当初見込みを上回ることにより不足が見

込まれるため、同一款内の地域密着型サービス給付費との調整を行い、増額補正するものです。

2款2項7目介護予防サービス計画給付費は、600万円を増額するものであります。説明欄、介護予防サービス給付費は、ケアプラン作成に対する報酬が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内他項の地域密着型サービス給付費との調整を行い、増額補正するものであります。

続きまして、178ページ、179ページをお開きください。7款1項2目償還金、22節償還金利子及び割引料の説明欄、国庫支出金等返還金（高齢介護課）につきましては、令和5年度の介護給付費精算に伴い、国庫負担金、県負担金及び社会保険診療報酬支払基金介護給付費交付金に返還金が生じるため、増額補正するものであります。

7款1項2目償還金の説明欄2行目、国庫支出金等返還金（地域包括ケア推進課）につきましては、令和5年度地域支援事業交付金の確定により国及び県への返還が生じたため、増額補正を行うものであります。

続きまして、180ページ、181ページをお開きください。7款2項1目他会計繰出金、27節繰出金の説明欄、一般会計繰出金（高齢介護課）につきましては、令和5年度の介護給付費精算に伴い、一般会計から介護保険特別会計への市分の負担分として繰入れした介護給付費について繰入れ超過となり、一般会計への返還が生じたため、一般会計繰出金として増額補正するものであります。

説明欄2行目、一般会計繰出金（地域包括ケア推進課）でございますが、会計年度任用職員の増額給与改定に伴う令和6年度重層的支援体制整備事業費の増額及び令和5年度の地域支援事業交付金の確定により、一般会計への繰出金が生じたため、増額補正を行うものであります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、補正予算書170ページ、171ページにお戻りください。4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）の補正額は、9万2,000円を増額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、会計年度任用職員の給与改定による会計年度任用職員人件費の増額に伴い、国庫補助金を増額補正するものであります。

6款3項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援事業以外）の補正につきましては、4万6,000円を増額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、会計年度任用職員の給与改定に係る会計年度職員人件費の増額に伴い、県補助金を増額補正するものであります。

9款1項3目地域支援事業繰入金の補正額は、4万6,000円を増額するものであります。説明欄の現年度分につきましては、会計年度任用職員の給与改定に係る会計年度任用職員人件費の増額に伴い、一般会計繰入金を増額補正するものであります。

9款1項4目その他一般会計繰入金の説明、事務費繰入金でございますが、会計年度任用職員（高齢介護課）として給与規定に係る人件費の増額となるため、一般会計からの繰入れにより増額補正するものであります。

4目その他一般会計繰入金の3節重層的支援事業体制整備事業繰入金の説明欄、重層的支援体制

整備事業繰入金は、令和５年度重層的支援体制整備事業交付金の額確定に伴って、介護保険特別会計から一般会計への繰出金について超過分が生じたため、一般会計からの繰入金として増額補正したいというものであります。

９款１項５目低所得者保険料軽減繰入金の説明欄、過年度分につきましては、第１号保険料の低所得者対策として実施している公的資金投入による令和５年度低所得者保険料軽減負担金精算に伴い、国、県及び市の負担が増額となり、一般会計からの公費負担分の繰入れを行うため増額補正したいというものであります。

10款１項１目繰越金の説明欄、前年度繰越金は、今回の歳入歳出補正予算の差額調整を行うため、増額補正したいというものであります。

次に、28ページにお戻りいただきまして、特別会計債務負担行為の説明でございますが、１段目、令和６年度訪問調査支援システム・周辺機器賃借につきましては、現在利用している事務訪問支援システムにつきましては、令和７年４月１日より継続して業務が行えるよう、令和６年度中に契約業者を選定、契約する必要があるため、債務負担行為の限度額を設定するものでございます。

以上をもちまして、令和６年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わります。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第100号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第100号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第101号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第10、議案第101号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） それでは、よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第101号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、補正予算書の29ページをお開きください。令和6年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,051万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,399万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるといふものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の194ページ、195ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス事業費の補正額は、550万円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画委託費につきましては、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防サービス計画委託料が当初見込みを上回るため、増額したいというものであります。

196ページ、197ページをお開きください。2款1項1目他会計繰出金の補正額は、501万円を増額するものであります。説明欄の一般会計繰出金につきましては、令和5年度決算の確定に伴い、歳入超過分返還のため増額したいというものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、192ページ、193ページをお開きください。1款1項1目介護予防計画費収入の補正額は、550万円を増額するものであります。説明欄の介護予防サービス計画費収入につきましては、介護予防サービス計画委託費の増額に伴い、国保連からの収入を増額したいというものであります。

3款1項1目繰越金の補正額は、501万円を増額するものであります。説明欄の前年度繰越金に

つきましては、令和5年度決算の繰越額の確定に伴い、増額したいというものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第101号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第101号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎請願第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第11、請願第4号 交通信号機存続に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

斉藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（森戸雅孝君） では、これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、請願の趣旨やその論点等について、さらには請願に対する賛否などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。どうですか。

〔「いいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） では、ほかにご意見等がないようでありますので、ただいまから請願第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本請願を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（森戸雅孝君） 起立全員であります。

したがいまして、請願第4号は採択すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書並びに委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 1時43分）